○経済産業省令第三十六号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第七条の九第二項の規定に基づき、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月五日

経済産業大臣　西村　康稔

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（試験員の要件） **第十三条の七**　法第七条の九第二項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。 一　第一種電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務（第三号の事務を除く。）を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。 イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者 ロ～チ　［略］ 二・三　［略］	（試験員の要件） **第十三条の七**　［同上］ 一　［同上］ イ　学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者 ロ～チ　［略］ 二・三　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。